

城陽市では、中学生の自転車損害賠償保険等への加入費用を補助しています！

京都府では「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」が平成 29 年 7 月 7 日に一部改正され、自転車利用者の保険加入が平成 30 年 4 月 1 日より義務化されました。それに伴い、城陽市では中学生が補償対象となる保険加入に係る保険料等の一部に対して、保護者からの申請に基づき補助を行っています。

▼補償内容

市内在住の中学生が被保険者または被共済者となる自転車損害賠償保険等の加入費用

▼補助金額

1 世帯につき、年額 1,000 円を上限として、保険料等にかかる費用の 2 分の 1 を補助

問い合わせ先

詳しくは[市 HP をご確認ください。](#)

次ページ以降に、

- 城陽市中学生自転車損害賠償保険等加入促進事業補助金交付申請書兼請求書
- 補助金チラシ
- 補助金 Q & A

がありますのでご活用ください。

様式第1号（第6条関係）

城陽市中学生自転車損害賠償保険等加入促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

城陽市長 様

住所
保護者名 印
電話番号

城陽市中学生自転車損害賠償保険等加入促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の通り申請及び請求します。

なお、交付申請にあたり、申請者等の住民基本台帳の状況を確認することについて同意します。

記

1 補償の対象となる生徒名

中学校名	学年	生徒名	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(注1) 市外の中学校に通われている方は在学が証明されるものの写しを添付して下さい。

(注2) 対象となる中学生が2人以上いる場合は連名で記載して下さい。...

2 自転車損害賠償保険等の内容

保険会社名	
保険証券番号	
補償の内容	賠償保障額 円 ・ 無制限
保険期間	年 月 日～ 年 月 日

(注) 保険証券の写し又はそれに代わるものを添付して下さい。

3 補助金申請・請求額

金 _____ 円也

(注) 補助金額は1,000円を上限として保険料の2分の1です。

例：保険料1,500円の場合⇒申請・請求額750円

保険料3,000円の場合⇒申請・請求額1,000円

4 補助金振込先

金融機関名	銀行・信金・信組 農協・労金	支店名	支店	預金 種目	普通 当座
口座名義人		口座番号			

中学生がおられる保護者の皆様へ

～平成30年4月1日から自転車利用者の保険加入が義務化されています～

城陽市中学生自転車損害賠償保険等加入促進事業補助金

城陽市では、中学生の自転車損害賠償保険等への加入費用を補助します！

自転車損害賠償保険等加入促進事業補助金とは

京都府では「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」が平成29年7月7日に一部改正され、自転車利用者の保険加入が平成30年4月1日より義務化されました。それに伴い、城陽市では中学生が補償対象となる保険加入に係る保険料等の一部に対して、保護者からの申請に基づき補助を行います。

▼補助内容

市内在住の中学生が被保険者又は被共済者となる自転車損害賠償保険等の加入費用に対して補助します。なお、補助は1世帯につき年1回で、毎年度申請が必要です。

▼補助金額

1世帯につき、年額1,000円を上限として保険料等にかかる費用の2分の1を補助します。

※昨年度申請いただいた方も、保険を更新されている場合は補助します。

※複数年契約の保険で、昨年度申請いただいた方も、同一の保険に対し補助します。

▼申請までの流れ

<保険加入> 各ご家庭で、中学生が補償対象となる自転車損害賠償保険等にご加入下さい。

<申請書類> ・申請書兼請求書（指定の様式）

※様式は市ホームページからもダウンロードできます。

・保険証書の写し（又はそれに代わるもの）

※①自転車損害賠償保険等に加入していること、②被保険者名、③保険期間、④保険料支払額が記載されたものを添付して下さい。

<申請先> 城陽市立中学校在籍の方 ⇒通学されている中学校

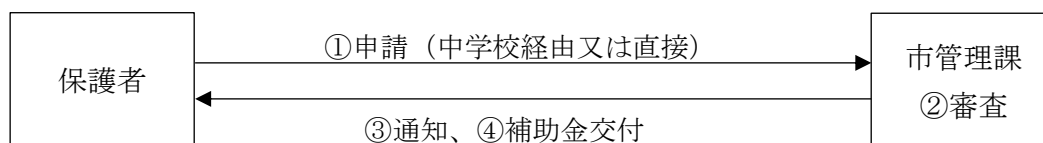
城陽市立中学校以外の中学校在籍の方 ⇒城陽市役所 都市整備部 管理課

※市立中学校に在籍の方も直接市へ申請いただいても差し支えありません。

<申請期間> 2020年3月31日（火）まで（土・日曜、祝日を除く）

▼交付までの流れ

申請書の内容を審査の上、保護者へ通知し、指定された口座へ振り込みます。



▼問い合わせ先 ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

城陽市役所 都市整備部 管理課 TEL 0774-56-4064

城陽市中学生自転車損害賠償保険等加入補助金Q&A

～目次～

- Q 1 保護者は何をしなければならないですか。
- Q 2 どのような保険がありますか。
- Q 3 どの保険に入っても補助金の交付対象となるのですか。
- Q 4 中学生が2人(以上)いる場合はそれぞれ申請するのですか。
- Q 5 既に参加している保険も補助対象になるのですか。
- Q 6 申請期間はありますか。
- Q 7 補助金の申請額は保険料を記載したらいいですか。
- Q 8 申請から補助金の交付まではどのくらいかかりますか。



Q 1 保護者は何をしなければならないですか。

京都府の自転車条例では、保護者は、未成年者の子どもが自転車を利用する場合、自転車交通事故により相手方にケガなどをさせた場合にその損害を補償する保険に加入する義務が規定されています。(平成30年4月1日から施行)

Q 2 どのような保険がありますか。

保険の種類は大きく分けて

①人にかける保険

②自転車にかける保険

があり、人にかける保険については自転車保険という名称が付いているもののほか、自動車保険、火災保険、傷害保険の特約、学校PTAが取り扱っている賠償責任保険等、様々な種類があります。

自転車にかける保険としては、自転車販売店で自転車の点検整備を受けた際につけるTSマークに付帯する傷害保険と賠償責任保険があります。

Q 3 どの保険に入っても補助金の交付対象となるのですか。

保険の内容が、自転車交通事故により相手方にケガなどをさせた場合にその損害を補償する保険であれば、自転車保険でも、自動車保険等の特約でも、学校PTAで加入する保険でも、TSマークの付帯保険でも補助対象となります。

Q 4 中学生が2人(以上)いる場合はそれぞれ申請するのですか。

中学生が2人(以上)おられる場合は、申請書兼請求書の「1 補償の対象となる生徒名」に連名で記載し、1件の申請として下さい。

補助金の対象は個人ではなく、1世帯当たりです。

なお、申請に際しては、きょうだいどちらの学年で申請頂いても構いません。

Q 5 既に参加している保険も補助対象になるのですか。

PTA 保険や火災保険の特約等、保険期間が長期のもので、保険期間が補助金交付年度の4月以降にかかっている場合は既に参加している保険も補助対象となります。

ただし、補助は1年につき、1回限りとなります。

(例1) 保険期間 平成26年3月1日～平成38年2月28日 ⇒申請可

(例2) 保険期間 平成26年3月1日～平成30年2月28日 ⇒申請不可

例1の場合で、お子様が中学1年もしくは2年の場合は、1年に1回の申請とし、次年度も同じ保険内容で申請して下さい。

Q 6 申請期間はありますか。

申請は年度を通じて随時受け付けています。令和元年度分の補助金の受付は令和2年3月31日(火)です。

Q 7 補助金の申請額は保険料を記載したらいいですか。

補助金額は1世帯につき、年額1,000円を上限として保険にかかる費用(補助対象経費)の2分の1です。

(例)

中学生が1人の場合 ①保険料 1,000円 ⇒ 申請・請求額500円

②保険料 1,500円 ⇒ 申請・請求額750円

③保険料 2,500円 ⇒ 申請・請求額1,000円

中学生が2人の場合

①保険対象が“家族”の保険料1,000円の保険に世帯で加入

⇒ 補助対象経費1,000円 ⇒ 申請・請求額500円

②保険料2,000円の保険に2人がそれぞれ加入

⇒ 補助対象経費4,000円 ⇒ 申請・請求額1,000円

③保険料1,000円の保険に2人がそれぞれ加入

⇒ 補助対象経費2,000円 ⇒ 申請・請求額1,000円

④保険料600円の保険に2人がそれぞれ加入

⇒ 補助対象経費1,200円 ⇒ 申請・請求額600円

考え方は、対象の中学生が1人でも複数でも同じです。

1世帯当たり1,000円を上限として、かかった保険料の2分の1の額を申請してください。

Q 8 申請から補助金の交付まではどのくらいかかりますか

申請いただいた翌月末に、申請書に記載していただいた口座へ補助金を振り込みます。

流れとしては、申請いただいた後、市管理課にて内容を確認し、交付決定の通知書を保護者様へ送付します(学校は経由しません)。通知書に補助金交付時期について記載しますが、基本は申請いただいた翌月末に補助金の交付となります。